

新潟市景観審議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市景観審議会規則(平成4年新潟市規則第23号)第2条第2項第2号の「市民」委員の公募について、新潟市附属機関等に関する指針に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(公募委員定数)

第2条 公募委員の定数は、3人とする。ただし、応募者がいない場合は欠員とすることができる。

(公募)

第3条 公募は、募集要項を庁内に掲示するとともに本市のホームページや広報誌に掲載することにより行う。

(応募資格)

第4条 公募により委員に応募できる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市に在住する者で、満18歳以上の者
- (2) 委嘱予定日時時点で、本市の附属機関等の委員に就任していない者
- (3) 本市職員及び本市議会議員でない者

(応募方法)

第5条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号(昼間連絡先)及びまちづくりに関わる活動歴があればその内容を記載したものに作文(800字から1200字程度)を添えて、郵送、ファックス、Eメール等により応募するものとする。

(選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため「新潟市景観審議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)」を公募の都度設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 都市政策部長
- (2) 新潟市景観審議会の委員で都市政策部長が指名する者2名

3 選考委員会の委員長は、都市政策部長とする。

(選考方法)

第7条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるほか、委員の公募に関する事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年5月27日より施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月30日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月7日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。